

パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と活動制限の現状

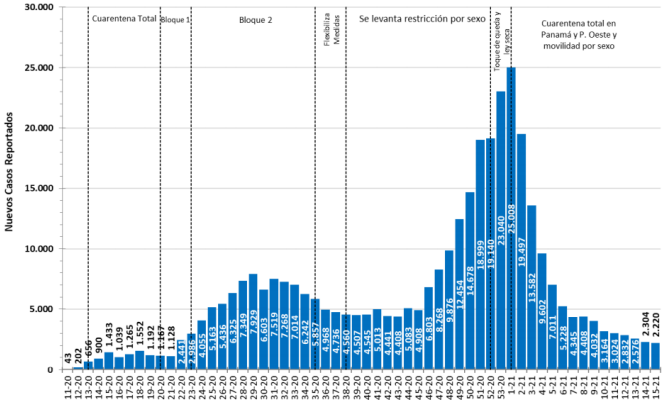
令和3年4月21日
在パナマ大使館

新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

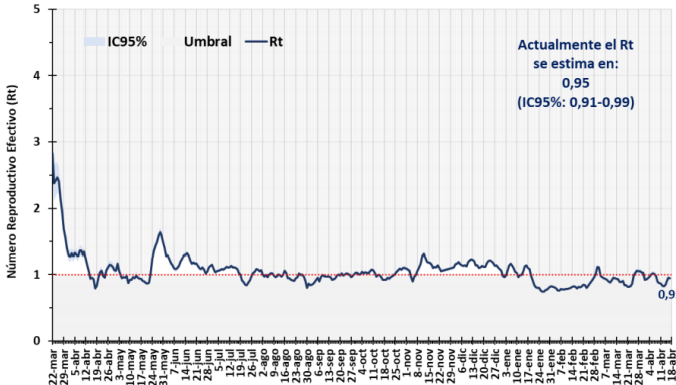
項目	目標	現状 (括弧内は前週比) (※項目は前々週比)
1週間の新規感染者数	—	2,220(-84)
1週間の新規死亡者数	—	28 (±0)
検査陽性率	—	3.8%(-0.1)
実効再生産数 (Rt)	1.0以下	0.95(+0.09)
致死率	3%未満	1.7% (±0)
利用可能な病床数※	20%以上	46%(-3)
利用可能な I C U 病床数※	15%以上	58% (-4)
利用可能な人工呼吸器※	—	80%(+3)

(出典:4月20日汎米保健機構発表)

感染者数の推移



実効再生産数(Rt)の推移



(出典:4月20日汎米保健機構発表)

活動制限の現状

	保健省発表による規制措置等 (パナマ県・西パナマ県)
1 夜間外出禁止 (継続)	4月19日以降、全ての曜日で 午後12時 から午前4時まで夜間外出禁止
2 週末完全外出禁止 (撤廃)	3月6日以降、週末の完全外出禁止措置を撤廃。
3 経済活動等	(1) 2/1より、小売店の対面営業及び美容院・理髪店等の営業再開 (2) 2/8より、レストランの営業再開(営業時間は 午後11時 まで) (3) 2/15より、洗車、仕立て屋、靴屋、文化産業等の営業を許可(ただし、映画館は除く) (4) 2/22より、ジム(収容可能人数の50%まで)、マッサージ・スパ(予約制)、マリーナ、フィッシング施設の営業再開 (5) 3/6より、映画館(収容可能人数の50%まで)及びカジノの営業再開、運動場の開放(レクリエーション使用のみ) (6) 4/19より、バーの営業再開(オープンスペースのみ。営業時間は 午後11時 まで)
4 その他措置等	(1) アパート等建物の共有スペースとプールの使用許可(ファミリーバブルの維持、収容可能人数の25%まで) (2) ビーチ・河岸の滞在許可:4月5日以降、全ての曜日で午前6時から午後6時まで(アルコール販売・消費の禁止) (3) 4/19より、オープンスペースのスポーツ観戦の許可(収容可能人数の25%まで。アルコール販売は禁止)